

第59回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日時 平成27年8月13日(木) 13:00~16:00

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松 毅

(委員) 北村 行伸、西郷 浩

(専門委員) 岩下 真理、渡辺 努

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 概要

- 前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から選定基準の修正案及びこれに基づく修正後の調査品目が説明され、選定基準はおおむね適当と判断された。
- 消費税抜き指数及び家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から追加説明がなされるとともに、前回の部会で要望のあった、企業向けサービス価格指数「事務所賃貸」における品質調整の手法について日本銀行から説明があった。このうち、消費税抜き指数の作成及び公表については、今回の説明どおりの対応ができるよう検討を進めて頂くことを希望する旨、コメントがあった。また、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、委員等からの指摘を踏まえ、次回部会で追加の説明を行うこととされた。
- 前回答申において「今後の課題」として示された各事項に関する調査実施者の対応状況については、いずれも適当と整理された。なお、通信販売価格に係る新たな調査の実施については、スピード感のある対応が必要とのコメントがあった。
また、部会で示された質問事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回の委員会から引き続き審議することとされた事項

ア 動向編・構造編の品目の選定基準

- 動向編の品目の選定基準にある「出回り」や構造編の品目の選定基準にある「買い回り」との文言については、「品目の出回り」及び「消費者の買い回り」とする方がより適当ではないか。

○ 動向編の品目の選定基準において、特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、基準への該当性を判断する旨の記載があるが、特殊要因に該当するか否かの判断基準はあるのか。

← 明確な基準はないが、自然災害などが発生し、過去の動向からみて大きく変化しているものなどを総合的にみて判断することを考えている。今まで該当した事例はないが、今後、該当する可能性があった場合は、審査部局とも相談の上、判断していきたい。

○ 動向編の品目の選定基準において「同一とみなせる値動きの品目がある場合」との文言があるが、これでは、全く品質の異なる品目であっても値動きが同一であれば、同一の品目とされてしまう。値動きとともに商品の品質も似ているということを条件にすべきではないか。

← 実務上は、値動きに加え商品の性質も勘案して対象品目を選定している。そのような趣旨がはっきりするよう表現を工夫したい。

イ 委員会において委員から提案のあった事項

(ア) 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表

○ 消費税率分を機械的に調整することのだが、これは、消費税分を全て除いた0%ベースの指標のことか、それとも、消費税率の変動分の影響を除くことから、0%以外の税率の指標のことか。

← 今後、利用者のニーズを踏まえて判断していきたい。

○ 消費税抜きの手法は、これまで日本銀行が行っていたものと同じものと考えてよいのか。

← 現時点で確約はできないが、日本銀行の手法を参考にしながら指標を作成することになるのではないかと考えている。

○ 消費税については、小規模事業者の把握など困難を伴うものと理解するが、どのくらいの違いが生じるのか示すことはできないのか。

← 今後、指数作成を進める中で可能であれば示していくようにしたい。

○ 消費税抜き指数の公表に先立って、当該公表に関する事前情報は、いつ頃提供されるのか。

← 今後、検討していくが、現時点では、まだ整理できていない。

(イ) 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整

○ 日本銀行の説明について、事務所賃貸サービスの品質に影響する属性は、立地、規模、設備等もあるかと思うが、貸しビル業界の企業間競争といった需要者の要因は反映しないのか。

← 需要サイドの要因のうち地価への影響については、品質の変化として調整されているが、それ以外の需要サイドの要因は、品質ではなく全て価格の変化として反映されている。

- 日本銀行の説明について、更新投資パターンなど単純なパターンが設定されているが、実際には建物の規模など様々な要因で違ってくるのではないか。
 - ← 事務所賃貸の品質調整では、国土交通省が実施したアンケート調査などを参考に個別の更新投資事例の平均値から築年数ごとの更新投資パターンを作成している。同アンケート調査によると、個別ビルの投資額には、確かに大きなばらつきが存在している。
- 日本銀行の説明について、建物を壊した後の品質調整はどのようにしているのか。
 - ← 建物が取り壊されるなどにより、別のオフィスビルに調査サンプルを入れ替える際には、品質調整は行っておらず、入れ替え前後で指数を横ばいにする処理を行っている。こうした対応としているのは、サンプルを入れ替える際には、築年数だけでなく、立地、規模、設備といった属性も変化するため、これらについても品質差を調整しなければならないが、現在のところ、築年数以外の属性の変化による品質差を把握することができないためである。
- 新たな品質調整を行うに当たり、準備に要した時間はどれくらいか。
 - ← 推計方法や減耗率についての方針が定まった後の実装作業期間で考えると、事務所賃貸の品質調整の導入にあたって、作業開始から公表までに3～4か月程度を要した。
- 地域ごとの品質劣化率が、資産価値に占める土地資産の割合で変化する形になっているが、本来はビルの物理的劣化に直接影響する立地条件（湿地帯にあるなど）に依存する形で推計されるべきではないのか。
 - ← ご指摘のように、地域ごとの品質劣化率は、資産価値に占める土地資産の比率、すなわち地価水準の違いを主因に変化している。本来であれば、地震の多寡や地盤の強弱が建物の減耗率の違いとして反映するはずである。しかし、データのアベイラビリティの制約から、現在のところ、事務所賃貸の品質劣化率の算出においては、全国一律の減耗率を適用するに止まっている。
- 品質調整のやり方は日本銀行の手法の他にもヘドニック法など様々あると思うが、最終的にはどのような手法を用いることを想定しているのか。
 - ← 日本銀行やアメリカなど、先行事例があることから、これらを参考にしつつ、学識経験者等と相談しながら決めていきたい。
- 調査対象地区内の全ての民営借家を調べていることにより、建物の築年数が変わっていく中でも、品質調整を行わなくてもいいと考える理由を示してほしい。
- 消費税抜き指数よりも家賃の品質調整について、優先して取り組むべきではないか。
- 地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすことで、対応を早期化できるのではないか。

(2) 前回答申における「今後の課題」への対応状況

ア 調査地域及び調査品目の見直し

- 構造編における調査品目のローテーション化は対応しないのか。

← 調査品目の状況を確認しながら、適宜、変更する必要があることから、現時点においてローテーション化は、対応しないこととしたい。

イ 「動向編」と「構造編」の連携

○ 全国物価統計調査がなくなったことに伴い、供給者側から小売価格を分析できるよう、小売物価統計調査の調査対象店舗と他統計とを結び付けられるような検討をすべきではないか。

○ 本調査の調査対象店舗は「価格報告者台帳」で管理しているとあるが、この台帳はどのようなものか。また、調査対象店舗の入替は、どの程度発生しているのか。

← 整理し、次回の部会で回答したい。

ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握

○ 通信販売価格についてインターネット上での価格収集については、日本は対応が遅れているので、検討を加速させるべきである。

← 更なる前倒しが可能か否か検討したい。

エ 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準

((1) アにおいて審議)

オ 現行の小売物価統計調査と消費者物価指数との関係

○ 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係に類似したものとして経済産業省生産動態統計調査と鉱工業生産指数との関係が挙げられる。鉱工業生産指数は単独で基幹統計とされており、一方で消費者物価指数を単独で基幹統計としない理由は何か。

← 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査以外に薬事工業生産動態統計調査や木材統計調査など複数の統計調査のデータを指数作成上の原データとして用いている。一方、消費者物価指数はウェイトの算定に家計調査などのデータも用いているが、指数作成上の原データとしては専ら小売物価統計調査に依存しているため、状況は異なると考えている。

6 その他

次回は、平成27年9月3日(木)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

以 上